

運転を続けるシニアの皆様へ

明るく元気に
安全運転!



過去3年間に
一定の交通違反歴
のある75歳以上の
ドライバーが対象

改正道路交通法の施行により

高齢運転者の 免許証更新時の 運転技能検査が 義務化されます!

令和4年 **5月13日**より施行

運転免許証更新の際の手続が変更になります。

75歳以上で過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方は、免許証更新時に運転技能検査の受検が義務化されます。また、運転に不安を感じるもの運転を継続したいという方については、より安全な車のみ運転を継続できる「サポートカー限定免許」の申請が可能になります。詳細はお住まいの都道府県の運転免許センター等にお問い合わせください。

警察庁・都道府県警察

R100

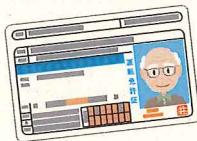
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用



令和4年5月から 高齢者の運転免許証の更新制度が変わります

対象：75歳以上で運転免許を持っている方

過去3年間に一定の違反歴なし^{*1}



過去3年間に一定の違反歴あり^{*1}

認知機能検査

認知症のおそれなし

認知症のおそれあり

70歳から74歳までの方については、これまでどおり、高齢者講習を受けて運転免許証の更新を受けることになります。

高齢者講習

- ・実車指導
- ・運転適性検査
- ・講義

公安委員会が指定する医師の診断又は主治医等の診断書

認知症でない

認知症と診断

運転免許証更新

運転免許取消し等

運転技能検査^{*2}

- ・指示速度走行・一時停止
- ・右折左折
- ・信号通過
- ・段差乗り上げ

更新期間終了までに合格しない

運転免許証更新せず

*1 一定の違反として、信号無視など11類型の違反が定められています。

*2 不合格の際は再受検可能です。

(検査・講習の順序については、お住まいの都道府県によって異なる場合があります。)

運転技能検査

75歳以上で、過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方（※1）は、運転技能検査（※2）に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができなくなります。

*1 普通自動車を運転することができる運転免許を保有している方に限ります。

*2 実際にコース内で車を運転し、一時停止、交差点の右左折などの課題を実施します。

(これらの検査・講習の代わりに、自動車教習所などが行う都道府県公安委員会認定の検査・教育を受けることもできます。)

認知機能検査

認知機能検査が従来よりも簡素化されます。また、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合等には検査が免除されます。

高齢者講習

認知機能検査の結果にかかわらず、実車指導を含む2時間の講習に一元化されます。（普通自動車を運転することができる運転免許を保有していない方と運転技能検査の対象の方は実車指導が免除され、それぞれ1時間の講習となります。）

活用しましょう！あらたな選択肢サポートカー限定免許制度^{*}

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限って運転を継続するという新たな選択肢を設ける趣旨の制度です。サポートカー限定免許の申請は、運転免許証の更新時に併せて行うことが可能です。サポートカーのリストは警察庁ウェブサイトをご覧ください。



*サポートカーとは一定の要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援装置を備えた普通自動車をいいます。

*サポートカーであっても、車の機能を過信することなく、安全運転に努めなければなりません。

*サポートカー限定免許にした方がサポートカー以外の自動車を運転した場合、条件違反となり、罰則の対象となります。

